

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



春の訪れを感じる一方で、三寒四温の言葉どおり寒暖差の大きい日が続いています。体調を崩しやすい時期でもありますので、服装などの調整をしていただき、風邪などひかぬようお気を付けてください。

育成就労制度は2027年4月の施行にむけ、様々な準備が開始となりました。組合では制度開始から対応できるよう準備をしています。



**育成就労計画が
2026年9月1日から
申請開始予定です**

■育成就労制度 今後のスケジュールについて

外国人技能実習機構のホームページにて育成就労制度の2027年4月1日の開始に向けた、事前の申請・申し込みの予定が公表されました。また、技能実習の受入れの経過措置についても新たな情報が公開されましたのでご案内させていただきます。

◆育成就労計画について

「育成就労計画」は認定申請に必要な技能実習制度の「技能実習計画」にあたります。この育成就労計画を外国人育成就労機構（現在の外国人技能実習機構）へ申請し、認定されてから、在留資格（育成就労や技能実習）を申請することになります。

◆育成就労計画の事前申請について

外国人技能実習機構では1号技能実習計画の認定申請は、2027年2月までの受付となるとの告知されております。よって、遅くとも**2027年3月以降については育成就労での計画申請**を行うこととなります。なお、育成就労制度開始後早期の受入れを行うために事前受付は下記のスケジュールで実施されます。

育成就労計画 事前申請開始予定日	2026年9月1日から
施行日前育成就労計画申請の結果通知	2027年4月1日以降順次
技能実習計画 1号計画認定申請受付	2027年2月まで

◆育成就労制度開始後の経過措置と技能実習3号への移行について

制度移行時には経過措置で技能実習生として引き続き受入れることが可能ですが、技能実習3号に移行するには、2027年4月1日時点で技能実習2号の活動を行っている期間が1年以上であることが必要です。

このため、技能実習3号に移行するためには、遅くとも2026年4月1日には技能実習2号の活動を開始している必要があります。



■自転車の青切符制度が4月よりスタート

4月から自転車にも青切符による取り締まりが始まります。信号無視やながら運転など、重大事故につながる違反は反則金の対象になります。

この改正道路交通法による青切符制度の導入は、自転車利用者の交通ルール遵守を促し、事故抑止につながる取り組みとなります。

対象となる違反は113種類、反則金5,000円～12,000円程度で原付バイクの制度を参考に設定されます。

技能実習生には、自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、義務化されたヘルメット着用などの交通ルールに関する、注意・指導を行っていただくよう、お願いします。



■36協定の届出をお願いします

36協定は、残業や休日労働を行うために必要な労使協定です。有効期間は通常1年間で、多くの皆様は毎年3月に更新となります。

期限が切れる前に、協定を締結して労働基準監督署へ届け出を行ってください。

届出後は書類の備付け、技能実習生への書面での周知もあわせてお願いいたします。

■定期健康診断、特別教育、資格取得の実施をお願いします

年1回の定期健康診断とあわせ、特定の作業に従事する場合には定期的な特殊検診の実施を忘れずをお願いいたします。

また、特定の機械等を使用する場合、特別教育や免許の取得を行ってください。

■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。



◆公式Lineの利用例

- 組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付（責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等）
- 技能実習生の顔写真の送付

■実習実施者「竹中水産さん 箱根旅行」

2026年2月24日(火)に実習実施者の竹中水産さんでは、特定技能者、技能実習生、職員の皆さんが、日頃から勤務や技能実習を精力的に行っているため、その慰労とお楽しみレクレーションとして、「箱根旅行」に行ってきました。

皆さん、とてもこの旅行を楽しみにしていたので、特に女性達は、お化粧品や洋服の準備に力が入っていたようです。

箱根旅行は、綺麗な箱根の景色を見て、また、ホテルのビュッフェで美味しい料理を堪能して、皆さんとても楽しんでおりました。



■組合による監査を実施しました

2月3日から13日まで実施した「組合による監査」につきまして実習実施者の皆様、監査へのご協力ありがとうございました。

次回監査は5月を予定しております。

下記内容は注意していただきたい事項となりますので、ご確認いただき、実習実施者の皆さまにおかれては対応をお願いいたします。

- ▶ 時間外労働45時間超の場合は、月ごとに軽微変更届の作成が必要です。
- ▶ 時間外労働45時間超年6回までです。
- ▶ 残業代の割増率や金額を確認してください。

今後の行事予定

3月2日(月)	技能実習生入国(インドネシア)
3月3日(火)	入国前説明会
3月5日(木)	技能実習生配属(ベトナム・インドネシア)
3月13日(金)	技能評価試験：とび作業(随時3級) 場所：千葉県職業能力開発協会
3月19日(木)	技能評価試験：農業(専門級) 場所：成田国際文化会館